

大阪出入国在留管理局診療室設置要綱

令和元年9月10日

大阪出入国在留管理局長決裁

(設置目的)

- 第1 大阪出入国在留管理局診療所の管理に関し必要な事項を定め、被収容者の適正な診療に資することを目的とする。

(診療室の設置)

- 第2 大阪出入国在留管理局に診療室を置く。

(診療室の所掌業務)

- 第3 診療室は次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 被収容者の医療、防疫、保健及び衛生に関すること。
 - 二 診療室の運営に関すること。

(職員)

- 第4 診療室に室長、医師、看護師、准看護師資格を有する入国警備官（以下「准看職員」という。）及びその他職員を置く。
- 2 診療室長は、次長を充てる。
 - 3 医師は、厚生労働大臣の免許を受けた者を充てる。
 - 4 看護師は、厚生労働大臣の免許を受けた者を充てる。
 - 5 准看職員は、准看護師として試験に合格し、都道府県知事の免許を受けた入国警備官を充てる。
 - 6 その他職員は総務課の職員を充てる。

(職務)

- 第5 診療室長は、大阪出入国在留管理局長の命を受け、診療室の庶務を処理する。
- 2 医師は診療を行うが、うち1名は、医療法（昭和23年法律第205号）に定める管理者として大阪出入国在留管理局長の命を受け診療室の管理に関する事務を処理する。
 - 3 看護師は、医師の指示を受けて診療の補助業務に従事する。
 - 4 准看職員は、医師又は看護師の指示を受けて准看護師としての業務を行う。その他准看職員が行う職務については、別に定める。
 - 5 その他の職員は、診療室長の命を受けて診療室の庶務を処理する。

(帳簿)

第6 診療室は、次に掲げる帳簿及び書類を備えなければならない。

- 一 診療録（カルテ）
- 二 その他診療に関する書類

（雑則）

第7 この要綱に定めるもののほか、診療所の運営に関し必要な事項は、診療室長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

准看護師資格を有する入国警備官の配置及び事務について

1 准看護師資格を有する入国警備官（以下「准看職員」という。）の配置

大阪出入国在留管理局の診療室（令和元年9月10日付け局長決裁，大阪出入国在留管理局診療室設置要綱。以下「設置要綱」という。）に常勤（日勤）とする。

付随する事務処理等を行うための執務場所を別途局内に設ける。

（注）事務処理等の執務場所は，当面の間，併任先である総務課に置き，出勤簿，机等を備える。

2 准看職員の事務

准看職員の業務は，准看護師として行う業務と入国警備官として行う被収容者処遇規則第8条及び第30条から32条までに規定されている措置を講じるために必要な業務に分かれる。

設置要綱第5の4の准看職員に係る具体的業務を次のとおりとする。

（1）傷病者に関するスクリーニング

医師の診察に急を要する者を判別するため，診療を申し出た被収容者に対する健康相談等を実施する。

（注）医師の診療の要否を判断してもらうため，医師からの指示を受けた准看職員が，診療を申し出た被収容者の健康状態及び日頃の動静を看守勤務者等から収集した上で，当該被収容者に対して健康相談を行い，その結果を医師に事実関係を正確かつ迅速に報告することを想定。

（2）急病人発生時の対応

被収容者に係る最新の健康状態の把握に努め，救急隊員への迅速かつ綿密な引継を行う。

（3）医師又は看護師の指示を受けて行う准看護師としての業務

（4）被収容者の健康状態の把握

（5）その他診療室長が指示する業務

3 その他の事項

（1）服装は，原則として准看職員とわかるようにナースウェアを着用する。

（2）局長の指示がある場合を除き，処遇業務及び護送業務には従事させない。

ただし，被収容者の健康状態の把握等のために診療時の連行に付き添うことは妨げない。

（3）人事評価は，総務課において行う。